

入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 5 年 7 月 26 日

分任支出負担行為担当官

東北地方整備局 南三陸沿岸国道事務所長 武田 哲英

1. 業務概要

(1) 業務名

権現堂交差点改良用地調査等業務

(電子入札対象案件及び電子契約対象案件)

(2) 業務目的

本業務は、南三陸沿岸国道事務所における権現堂交差点改良事業の用地取得等のために必要な用地調査等を行うものである。

(3) 業務内容

- ・ 用地幅杭設置測量 0. 20 km
- ・ 用地測量 0. 80 ha
- ・ 建物等調査 6 棟
- ・ 営業その他の調査 5 事業所
- ・ 土地評価 1 標準地及び8画地
- ・ 消費税等調査 5 事業者
- ・ 本業務の主たる業務は土地調査部門。

(4) 履行期間 契約締結日の翌日～令和 6 年 2 月 29 日

(5) 本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

また、本業務の予定価格が500万円を超える場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

(6) 本業務は、予定価格が500万円を超え1,000万円以下の場合、品質確保の観点から品質確保の基準となる価格を定めるとともに、その価格を下回って落札した業務においては、その業務の品質を確保するための対策を行う試行業務である。

(7) 本業務は資料提出等を電子入札システムで行う対象業務である。

なお、電子入札システムによりがたい者は、分任支出負担行為担当官(以下、「契約担当官等」という。)の承諾を得た場合に限り電子入札に代えて紙入札方式とすることができる。

(8) 本業務は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。

なお、電子契約システムによりがたい者は、契約担当官等の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。

(9) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

2. 競争参加資格

(1) 入札参加者に要求される資格

1) 単体企業

a) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

b) 競争参加資格確認申請書の提出時において、東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。)

c) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記b)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

d) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

e) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2) 設計共同体

上記1) 単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和5年7月26日付け東北地方整備局長）に示すところにより、局長から補償関係コンサルタント業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けている者であること。ただし、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて（平成10年12月10日付け建設省大臣官房地方厚生課長、技術調査室長、官庁営繕部建築課長通知）」の記7「設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱い」における申請期限の取扱い」における申請期限の特例については、個別入札説明書に示す期間とする。

3) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(2) 競争参加資格確認申請書の提出者に対する要件

1) 誓約書と競争参加資格確認申請書を同時に提出した者。

2) 補償コンサルタント登録等

a) 単体企業

「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）（以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門、営業補償・特殊補償部門の登録を受けていること。

b) 設計共同体

いずれかの構成員が、上記a)単体企業に掲げる条件を満たしていることに加え、用地調査等業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）第65条に定める別記4土地評価業務要領（以下「土地評価業務要領」という。）第2条第一号及び第二号の業務を分担する構成員については、登録規程第2条第1項の別表に掲げる土地評価部門の登録を受けていること又は不動産の鑑定評価に関する法律第22条の登録を受けていること。

3) 本店、支店又は営業所の所在地

東北地方整備局管内に本店、支店又は営業所のいずれかを有していること。本店は、一般競争参加資格登録の所在地とする。

支店、営業所は本店から入札、契約手続きに係る年間委任状を受けた支店、営業所とする。

設計共同体の場合は、代表者及び構成員ともに東北地方整備局管内に本店、支店又は営業所のいずれかを有していること。

4) 同種又は類似業務等の実績

平成25年度以降公告日までに完了し、引渡済みの業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務、又は環境省発注の中間貯蔵施設整備事業（「中間貯蔵施設設置に伴う用地総合支援業務」、「中間貯蔵施設設置に伴う土地建物等調査等業務」及び「中間貯蔵施設設置に伴う用地補償説明業務」）に従事し、環境省から業務実績の証明を受けた者が実施した業務。）の実績（設計共同体の場合は、代表者について1件以上）を有すること。

なお、同種又は類似業務の実績とは、「登録規程」第2条第1項の別表に掲げる各部門の業務及び東北地方整備局が発注した事業監理業務に係る用地部門の業務とする。

5) 実績として挙げた同種又は類似業務の業務評定点が65点以上であること。

ただし、「東北地方整備局用地関係業務成績評定要領」に基づく評定対象業務以外の業務は、この限りではない。

6) 個別入札説明書において示す、評定対象業務の業務評定点の平均点が60点以上であること。ただし、評定対象業務の実績がない場合は、この限りではない。

7) 本業務の配置予定主任担当者又は土地評価部門の土地評価（「土地評価業務要領」第2条第一号及び第二号）業務に従事する者のうち1名が不動産鑑定士の資格を有すること。

また、本業務のうち設計共同体により業務の分担を行うことができる業務は土地評価部門の業務であり、うち不動産鑑定士を有する構成員が分担できる業務は「土地評価業務要領」第2条第一号及び第二号に定める業務とし、当該構成員が2.（2）2）に定める補償コンサルタント登録のうち土地評価部門の登録を受けているときは「土地評価業務要領」第2条第三号及び第四号に定める業務についても分担できるものとする。

8) 本業務の配置予定主任担当者又は土地調査部門の業務に従事する者のうち1名が測量士の資格を有すること。

また、配置予定主任担当者又は物件部門の業務に従事する者のうち1名が一級建築士の資格を有すること。

(3) 配置予定主任担当者及び配置予定主任補助技術者に対する要件

配置予定主任担当者及び配置予定主任補助技術者に対する要件は共通入札説明書及び個別入札説明書による。

(4) 競争参加資格確認申請書の記載内容において、次の事項に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合には、競争参加資格がないものとする。

- 1) 内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。
- 2) 業務目的に反する記述や事実誤認等、適切な業務執行が妨げられる内容となっている場合。
- 3) 記載された業務実績が同種、類似業務と認められない場合。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち下記(2) 総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

- 1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- 2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- 3) 上記において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじを行い、落札者を決める。

(2) 総合評価の方法は共通入札説明書及び個別入札説明書による。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒026-0301 岩手県釜石市鵜住居町第13地割1-4
国土交通省東北地方整備局南三陸沿岸国道事務所 総務課 経理係
電話0193-28-4731(内線291)

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

- 1) 電子入札システムにより交付する。交付期間は公告日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで(ただし、最終日は14時00分まで)。
- 2) やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体(CD-R等)により電子データを交付するので、上記4.(1)にその旨連絡すること。

(3) 競争参加資格確認申請書の提出期限等

提出期限：令和5年 8月 9日（水）14時00分

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。）（以下、「持参等」という。）により上記4.（1）に提出するものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参等により上記4.（1）に提出するものとする。

入札期限：令和5年 9月15日（金）14時00分

開札日時：令和5年 9月19日（火）10時00分

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除

2) 契約保証金 免除

(3) 入札の無効

1) 入札期限までに、入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムから本業務の入札説明書及び全ての配付資料（差替・変更分含む）をダウンロードしていない者、又は契約担当官等の指定する方法（CD-R等による貸与等）での交付を受けていない者のした入札は、無効とする。

2) 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者のした入札、無効の技術提案をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続における交渉の有無 無

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.（1）に同じ。

(7) 契約図書に定める事項に違反した行為が認められた場合には、指名停止等厳正な措置が講じられることがある。

(8) 詳細は共通入札説明書及び個別入札説明書による。

競争参加者の資格に関する公示

権現堂交差点改良用地調査等業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和5年7月26日

東北地方整備局長 山本 巧

1 業務概要

- (1) 業 務 名 権現堂交差点改良用地調査等業務
- (2) 業 務 内 容
- ・用地幅杭設置測量 0.20km
 - ・用地測量 0.80ha
 - ・建物等調査 6棟
 - ・営業その他の調査 5事業所
 - ・土地評価 1標準地及び8画地
 - ・消費税等調査 5事業者
 - ・本業務の主たる業務は土地調査部門。
- (3) 履 行 期 限 履行期間は以下の期間を予定している。
契約締結日の翌日 ～ 令和6年2月29日

2 申請の時期

令和5年7月26日から令和5年8月9日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

なお、申請期限日の翌日以降(土曜日、日曜日及び祝日を除く)においても、随時、申請を受け付けるが、開札の時までに設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。

3 申請の方法

- (1) 申請書の入手方法
「競争参加資格審査申請書(建設コンサルタント業務等)」(以下「申請書」という。)は、東北地方整備局ホームページ(<https://www.thr.mlit.go.jp>)から入手するものとする。
- (2) 申請書の提出方法及び提出場所
申請者は、申請書に権現堂交差点改良用地調査等業務 設計共同体協定書(4(4)の条件を満たすものに限る。)の写しを添付し、持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- 提出場所 〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟
国土交通省 東北地方整備局 総務部 契約課 工事契約調整係
電話 022-225-2171(代)
- (3) 申請書等の作成に用いる言語
申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」(令和4年10月3日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和4年10月3日付け公示」という。)6(測量・建設コンサルタント等業務)の(1)から(4)までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 東北地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和5・6年度補償関係コンサルタント業務における一般競争(指名競争)参加資格認定を受けている者による設計共同体であること。
- ③ 東北地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けていないこと。
- ④ 令和4年10月3日付け公示5(測量・建設コンサルタント等業務)の①から⑤までに該当しない者であること。

(2) 業務形態

- ① 構成員の分担業務が、業務の内容により、権現堂交差点改良用地調査等業務 設計共同体協定書において明らかであること。
- ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、権現堂交差点改良用地調査等業務 設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、権現堂交差点改良用地調査等業務 設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」(平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号)の別紙1に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。

5 一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4(1)②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4(1)②の認定を受けていない構成員が4(1)②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4(1)②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る開札の時までに4(1)②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

(1) 設計共同体の名称は、「権現堂交差点改良用地調査等業務△△・××設計共同体」とする。

(2) 「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」(平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号)記2(3)を以下の通り読み替える。

構成員の技術的要件

構成員は、その分担業務毎に、担当技術者及び業務従事者を配置するものとする。

また、代表者たる構成員は、担当技術者の中から主任担当者1名を配置するものとする。